

車道除雪の出動基準

降雪による積雪が 10cm 以上となる場合、以下の区分で除雪を行います。

(1) 第 1 種路線

2 車線確保を標準とします。

なお、降雪状況等により 2 車線確保が難しい場合又は除雪作業に著しい遅れが生じるおそれがある場合は、1 車線と待避所を確保します。

(2) 第 2 種路線

夏期において車両のすれ違いが可能な路線については、すれ違いが可能な幅員の確保を標準とします。

なお、降雪状況等により 2 車線確保が難しい場合又は除雪作業に著しい遅れが生じるおそれがある場合は、1 車線と待避所を確保します。

路線区分

除雪路線は、路線の重要性を勘案し、以下の区分を設けています。

〔特 1 級路線〕

特 1 級路線とは、緊急時確保路線として優先的に車道 2 車線、路肩あるいは待避所の確保を行う路線です。

〔第 1 種路線〕

第 1 種路線とは、数集落を結び国・県道に通じる道路や公共施設等に通じる道路等で、地区内の幹線的道路網を形成する路線です。

〔第 2 種路線〕

第 2 種路線とは、国・県道及び第 1 種路線に連絡する道路で、常時除雪が可能な路線です。